

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和元年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年2月10日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

令和元年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

担当課： 金山振興事務所 金山地域振興課	
1 収入不明金について	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市会計規則第10条には、特別の場合を除いて、現金を収納したときは当日中に現金払込書兼領収証書に現金を添えて指定金融機関等へ払い込まなければならないと定められており、一時保管することはできないことになっています。これにより窓口収納が行われていますが、金山振興事務所窓口において、3月29日、収納金額の集計時に収納経緯が不明な現金（15,000円）が発生しています。過大収納された現金は、市会計事務マニュアルに基づいてその日のうちに原因追究等が行われていますが、未だ原因が判明していません。</p> <p>こうした事案は、収納金が未納扱いになってしまう恐れがあり、市民の信頼を損なうことにもなりかねません。現金を取り扱うことの重要性を再認識し、引き続き原因を追究するとともに、今後は、厳正な現金管理を行ってください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>平成31年3月29日に過大収納した現金は、市会計事務マニュアルに基づき、その日のうちに現金を扱う職員及び現金を納付した市民への聞き取りを行い、また防犯ビデオを確認するなど原因追及しましたが、過大となった原因は判明しませんでした。そのため5月10日に収入科目不明金として収納しました。</p> <p>今後原因が判明した場合は、市会計事務マニュアルにより収入金にあつては適正科目へ振り替え、返還金にあつては直ちに返還します。</p> <p>また、今後は現金取扱職員へ現金管理の重要性を認識させ、内部チェック体制の整備により確認作業を徹底し、厳正な現金管理に努めます。</p>

2 収入未済金の繰越調定の時期について

担当課：健康福祉部 児童福祉課・金山振興事務所 金山地域振興課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>下呂市会計規則第18条第1項及び第2項には、当該年度において調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、出納閉鎖期日の翌日（6月1日）において翌年度へ繰越し、さらに翌年度の末日までに収納されなかったものはその翌日（過年度分は出納整理期間がないため4月1日）において繰越すことが定められています。したがって、次の歳入項目に係る現年度分の収入未済金は6月1日付けで繰越調定すべきところ、遅れて調定されました。</p> <p>（一般会計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（14款）使用料及び手数料 保育所保育料 ②（14款）使用料及び手数料 学童保育使用料 ③（14款）使用料及び手数料 延長保育料 ④（21款）諸収入 保育所給食代 ⑤（21款）諸収入 金山市民会館雑入 <p>（学校給食費特別会計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（3款）諸収入 給食費負担収入（下呂） 	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>下呂市会計規則に基づき、出納閉鎖期日までに収納されなかったものについては、出納閉鎖期日の翌日において翌年度へ繰越すよう、適切な処理に努めます。</p>

3 原材料支給及び重機借り上げ制度に係る予算執行と要綱等の制定について

担当課：各振興事務所

指 摘 事 項

措 置 状 況

現在市では、農林業施設等の維持管理を行う方法の一つに、地域住民の方に労力を提供してもらい、市が原材料費や重機借上料を負担する原材料支給及び重機借り上げ制度があります。この制度は、事業を住民の協働により行うことで、地域コミュニティや地域力の強化が図られ、事業要望対応の迅速化や財政の効率化にも役立っていると評価できます。各振興事務所から聴き取りした制度の概要は、予算科目については、基本的に（2款）総務費（1項）総務管理費（12目）自治振興費で、各振興事務所に予算配分され、限度額は1箇所15万円以内とし、地元区からの申請によって市が負担する費用を直接業者へ支払うことが基準になっています。

しかしながら、今回の監査で、総務費（自治振興費）の歳出科目で支払われた重機借上料の中には、地元区からの申請によらないものが4件、そのうち限度額とされる15万円を大きく超過しているものが3件見受けられました。地域の方の協働により運用されるこの制度の趣旨を踏まえ、適正な歳出科目で予算執行してください。また、各振興事務所で、この制度の取り扱いに一部差異が見受けられました。地域間における負担の公平性を図るため、統一した市の基準を定めておく必要があると考えられるので、現行制度の現状と課題を把握した上で、要綱等の制定について検討してください。（指摘事項）

なお、平成25年度の定例監査でも要望しましたが、行政運営の公平性の観点から、過疎、高齢化により労力の提供が難しく、この制度の活用が困難になっている地域への対応についても、引き続き考慮されるよう要望します。（意見）

（措置済、**改善中**、未措置）

本制度は、単に地区要望に対する公共事業的な役割に留まらず、地域の共同作業を行うことにより潜在的な自治の力を引き出し、地域コミュニティの維持・向上につながる大切な取り組みであると理解しています。

その運用については、長年に及ぶ時の経過の中で地域ごとの取り扱いに齟齬が生じている現状です。

今般、定期監査によるご指摘を受け、令和2年1月21日、振興事務所長会議を開催し、制度（運用）の現状、課題等について情報交換するとともに、今後の制度活用について以下のとおり対応していくことといたしました。

- ① 本制度の趣旨を再確認し、今回、指摘を受けた地域間の公平性を欠くような運用はしないよう速やかに是正いたします。
- ② 制度運用に関する情報共有を図ったうえで、地域間の公平性を確保するため、要綱等による運用基準を定めることといたします。
- ③ 基準づくりにあっては、本制度の趣旨（対応の迅速化、財政の効率化等）が損なわれないような制度設計とします。

本制度の活用が困難な地域への対応については、活用条件の緩和・拡大といった制度設計上の検討もさることながら、一地区での活用が困難な場合は隣接地区と共同で行う、あるいはさらに大きな学校区で行うなど、受け皿となる自治会等、組織の在り方についても併せて考えていくことが必要であると考えます。

4 歳入還付未済金の事務処理について

担当課：会計課

監 査 意 見

措 置 状 況

市会計規則第18条第1項には、収入未済金の繰越について、収入調定者は、調定した歳入で出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、収納未済額繰越通知書により会計管理者に通知しなければならない旨、規定されています。一方で、収入未済額にも関連する、出納閉鎖期日までに還付処理ができなかった還付未済金については、市会計規則に、こうした繰越に係る会計管理者への通知義務の規定はありません。また、還付未済金は、歳入歳出決算事項別明細書の備考欄に金額が記載されて決算が調製されていますが、このことについても市会計規則には規定されていません。

還付未済額は、決算書で金額を確実に記載しておくとともに、早期処理が求められるものであることから、こうしたことを市会計規則で規定しておく必要があるものと思われます。

(措置済、改善中、未措置)

本年度の定期監査でご指摘いただきました本件につきまして、会計規則を一部改正し、出納閉鎖日までに歳入還付未済額となるものがあつた場合は会計管理者へ通知することと歳入歳出決算書の備考欄に歳入還付未済の金額を記載することを規定しました。

監 査 意 見

金山中学校スクールバス（菅田）の修繕契約は、令和元年6月18日付けで、契約金額151万9,992円で締結され、6月19日から着手されましたが、その後、シャシの腐食等不具合な個所が見つかったとして、7月25日に契約金額を138万5,856円増額する変更契約が締結されています。その結果、契約金額は290万5,848円となり当初契約の約1.9倍となっています。担当課の説明によると、スクールバスの更新の目安は、経過年数20年以上、走行距離20万キロメートル以上ということでしたが、修繕したスクールバスは購入から20年を経過し、走行距離も約22万キロメートルで更新の目安に達しています。児童、生徒の通学時における安全確保の重要性について再認識され、現在市が保有する9台すべてのスクールバスについて、常に適正な管理に努めるとともに、計画的な更新を実施されるよう要望します。

また、スクールバスをコミュニティバス（げろバス金山）へ統合する乗合化、あるいはスクールバスの混乗化といったスクールバスとコミュニティバス相互の有効活用についても検討を進めてください。一元化することにより、例えば乗合化では、スクールバスの経費削減やコミュニティバスの収支率改善による委託料削減等の財政効果が見込まれるほか、将来、利用の減少が見込まれるコミュニティバス路線の維持・確保にもつながると考えられます。その一方で、運行時刻や座席の確保など様々な課題が想定されることから、検討するに当たっては、利用者側である保護者や地域住民等の意見の傾聴に努めてください。

措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

令和3年度の金山地域4小学校統合もあり、コミュニティバスとスクールバスの相互活用を、教育委員会と検討しました。

その際、児童・生徒のコミュニティバスへの混乗については以下の課題があることを確認共有したところです。これらを踏まえ協議・検討を重ねたいと考えています。

協議中の主な課題は以下のとおり

①現行バス車両にキャパシティがない。

→現在定員28人1台、定員27人2台で運行。推定される利用人数は菅田方面67人、東方面55人。

②バス車両大型化への転換が難しい。

→受託者の社内事情により、現行ドライバーは小型バスの運転に限定した採用。大型化した際のドライバーの確保が不透明。

→コミュニティバス路線上に狭隘部等（例：飛騨金山駅構内での転回、マツオカ店舗敷地内への進入）があり、大型化した場合、一般利用者へのニーズ対応が困難。

③コミュニティバスのダイヤと登下校のマッチング

→小学校、中学校で下校時間が異なる。